

平成12年
4月1日から

老後の安心をみんなで支える

介護保険制度が はじまります

急速な高齢化とともに、介護の問題が老後の最も大きな不安をつくっています。

実際に介護を行っているかたにとっても、

家族だけで介護を行うことは非常に困難になってきているのが現状です。

そんな将来の不安を解消するためにつくられた介護保険制度が、

平成12年4月からはじまります。

これは健康保険や年金保険などに次ぐ、新しい制度です。

この制度は、介護を家族だけでなく社会全体で支え合い、利用者の希望を尊重した

総合的なサービスが受けられることを目的としています。

介護保険に加入するかた

第1号被保険者

65歳以上のかた

第2号被保険者

40～64歳のかた

医療保険（国民健康保険や会社の健康保険など）に加入しているかた

介護サービスを利用できる

（介護保険の給付を受けられるかた）

第1号被保険者（65歳以上のかた）

原因のいかんを問わずに、要介護、要支援状態になったかた

第2号被保険者（40～64歳のかた）

加齢による病気（特定疾病）などが原因で要介護、要支援状態になったかた

特定疾病

▽初老期痲痺ほう（アルツハイマーなど）
▽脳血管疾患（脳出血など）▽筋萎縮性側索硬化症▽パーキンソン病▽脊髄小脳変性症▽シャイ・ドレーガー症候群▽糖尿病▽変形性関節症▽脊柱管狭窄症▽閉塞性動脈硬化症▽慢性関節リウマチ▽後縦靱帯骨化症▽慢性閉塞性肺疾患▽骨粗しょう症による骨折▽早老症（ウェルナー症候群）

保険証

介護保険被保険者証は

六十五歳になると介護保険被保険者証が交付されます。また、四十～六十四歳のかたでも認定結果が出たかたなどに交付されます。

介護保険においても、サービスを受けるときには健康保険と同じように保険証が必要となります。また、被保険者の資格を失ったとき（他市町村に転出したり死亡したりした場合）には、市に保険証を返還しなければなりません。

平成十二年四月一日の時点で六十五歳以上のかた（第一号被保険者）には、来年の三月中に保険証を郵送します。なお、十月一日から始まっている要介護認定の申請をしたかたには、認定結果の通知と一緒に郵送します。四十～六十四歳の第二号被保険者のかたは、要介護認定の申請または保険証の交付申請をしたかたにのみ交付します。

